

監査報告書

平成26年6月17日

公立大学法人岐阜県立看護大学
理事長 黒江 ゆり子 様

公立大学法人岐阜県立看護大学

監事

芝

英則



監事

滝

文謙



私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、理事長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取するほか、書面及び証憑書類を閲覧するとともに、関係職員から説明を受け、業務及び財産の状況を調査しました。

また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認めます。
- (2) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上